

令和 7 年度 名取市買い物機能強化支援事業

(名取市買い物機能強化支援事業補助金) ※新規事業

【募集要領】

1 事業の目的

地域の買い物機能及び商業の持続的発展を図るため、商店街組織等が地域商業を取り巻く環境の変化を捉え、消費者の多様なニーズや買い物困難者へ対応するための新たな取組に必要な経費について、支援を行うものです。

2 補助対象者

宮城県買い物機能強化支援事業補助金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日施行）の規定による交付決定を受けた者になります。

なお、補助を受ける場合には、次に掲げる事項等に該当しないことが条件となりますので、あらかじめご承知おき願います。

- (1) 市税を滞納しているとき
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）2 条第 6 号に規定する暴力団員であるとき
- (3) 暴力団等の反社会的勢力と関係を有しているとき
- (4) 名取市から指名停止処分を受けているとき

3 補助対象事業

補助対象事業は宮城県買い物機能強化支援事業補助金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日施行）に規定している事業になります。

なお、次に掲げるいずれかに該当する事業は、対象となりません。

- (1) 市が実施する他の補助金・助成金等の交付を受け実施する事業
- (2) 特定の世帯又は施設等を訪問しての販売又は宅配のみを行う事業
- (3) 商業施設以外に、医療機関や公共施設等を循環するデマンド交通サービス事業やバス運行事業
- (4) 本補助金と同様の趣旨の他の補助金・助成金等の交付を受け実施する事業（宮城県買い物機能強化支援事業補助金を除く）
- (5) その他、法令等により制限を受ける事業

4 補助対象経費及び補助額

【補助対象経費】 宮城県買い物機能強化支援事業補助金の補助対象となる経費です。

【補助率】 1／3

【補助額】 上限：133万3千円

＊1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

＊応募された全ての事業に支援を行うものではなく、予算の範囲内において支援を行います。

5 申請方法・結果の通知等

申請する場合は、名取市買い物機能強化支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を添付して政策企画課にメール、郵送、持参等により提出ください。

- (1) 事業計画書（様式第1号の別紙1）
- (2) 収支予算書（様式第1号の別紙2）
- (3) 宮城県買い物強化支援事業費補助金の交付決定通知の写し
- (4) 納税状況確同意書
- (5) 定款又はこれに準ずるもの及び事業者の事業概要書
- (6) 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

申請書は、内容を審査し、結果を申請者に通知します。

なお、事業の内容等により、名取市において参加資格等の確認をするための書類等の提出を求める場合があります。

※提出された企画提案書等の書類は、法人・個人の著作物であっても「名取市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。

6 問い合わせ先

担 当 宮城県名取市 企画部 政策企画課 政策係

メール kikaku@city.natori.miyagi.jp

住 所 〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80(市役所本庁舎3階)

T E L 022-724-7144（直通） F A X 022-384-9030